

静岡空港供用規程

富士山静岡空港株式会社は、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成 25 年法律第 67 号）第 13 条において準用する空港法（昭和 31 年法律第 80 号）第 12 条第 1 項の規定、富士山静岡空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約及びこれを構成する富士山静岡空港特定運営事業等要求水準書に基づき、静岡空港供用規程を次のとおり定める。

（運用時間等）

第 1 条 静岡空港の運用時間は、午前 7 時 30 分から午後 10 時までとする。ただし、定期便の遅延、地震その他の災害、空港に関する工事等のため必要があると認めるときは、これを変更することがある。

2 静岡空港機能施設事業の営業時間及び駐車場の営業時間については、別に定め、インターネットその他の適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

（静岡空港の概要）

第 2 条 静岡空港の施設の概要は、次に規定するところによるものとする。

(1) 滑走路の長さ及び幅

ア 滑走路の長さ 2,500 メートル

イ 滑走路の幅 60 メートル

(2) 単車輪荷重

43 トン

(3) エプロンのバース数と内訳

8 バース（大型航空機用 2 バース、中型航空機用 1 バース、小型航空機用 5 バース）

(4) 計器着陸用施設（ILS）の有無と運用カテゴリー

カテゴリー I （精密進入用灯火）

（静岡空港が提供するサービスの内容に関する情報）

第 3 条 次に掲げる静岡空港が提供するサービスの内容に関する情報については、別に定め、インターネットその他の適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

(1) 総合案内所、観光情報センターその他の静岡空港が提供するサービスに係る施設に関する情報

(2) 静岡空港の地方管理空港運営権者の氏名、住所及び連絡先その他の静岡空港に関する情報

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、地震災害等の緊急時に空港が提供するサービスその他の静岡空港が提供するサービスの内容に関する情報

（サービスの利用者その他の者が遵守すべき事項）

第 4 条 静岡空港が提供するサービスの利用者その他の者が遵守すべき事項に関しては、富士山静岡空港株式会社が定めた静岡空港管理規則の定めるところによる。

附 則

この静岡空港供用規程は、2019 年 4 月 1 日から施行する。